

# 阿南町再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドライン

平成 30 年 4 月 1 日

## 1 目的

東日本大震災を起因とした福島第一原発事故を契機に再生可能エネルギーが見直され、阿南町においても再生可能エネルギーの導入が拡大している。

一方で、導入に伴う周辺環境への悪影響を懸念する声も寄せられ、再生可能エネルギー発電設備（以下「設備」という。）の設置に起因した災害の防止、健全な生活環境の保全、身近な自然や景観等の保護、また地域との調整が課題となっている。

本ガイドラインは、阿南町内において設備の新設、増設、改修（以下「設置等」という。）を行う事業者に対して、町、関係区及び近隣住民に対して事業概要を明らかにするための手続や設備の設置等にあたり配慮すべき事項を定めることにより、事業者による適正な設備の導入及び管理を促し、町民の安全と安心を確保することを目的とする。

## 2 対象設備

次に掲げる設備を対象とする。

- ア 太陽光発電設備（建物の屋根上に設置される設備は対象外とする。）
- イ 小水力発電設備
- ウ 風力発電設備
- エ バイオマス発電設備等
- オ その他の再生可能エネルギー発電施設

## 3 対象となる地域

阿南町内全域を対象とする。ただし、本町域に属さない場合であっても、町に影響を及ぼす恐れが有る場合は、本ガイドラインに添った調整事項を行うよう事業者を求めるものとする。

## 4 調整事項等

設備の設置等を行う事業者は、次に掲げる事項について配慮し、又は調整等を行うこととする。

### (1) 設備の設置等にあたり配慮すべき事項

- ア 関係法令（農地法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等）を遵守すること。
- イ 雨水等による土砂流出等で災害が発生しないよう適切な対策を講ずること。
- ウ 急傾斜地への設置は災害防止の観点から極力避けること。
- エ 立木を伐採する場合は、自然環境に配慮し必要最小限にとどめること。
- オ 周辺の環境や、景観に配慮すること。
- カ 事業を廃止した時は、速やかに設備を撤去すること。
- キ 設備の撤去により発生する廃棄物は、適正に処分（リサイクル、リユース及び廃棄）をすること。

### (2) 町に対する届出及び調整

- ア 事業者は、設備の設置等にあたり配慮すべき事項に留意し、計画概要が明らかになった時点で、再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る計画書（様式1）を町に提出すること。
- イ 事業者は、関係区及び近隣住民に対して実施した説明会の議事録（様式2）を作成し、その写しを町に提出すること。

- ウ 事業者は、事業を変更又は中止するときは、再生可能エネルギー発電設備の設置等変更・中止届（様式3）を町に提出すること。
- エ 事業者は、設置が完了したときには、再生可能エネルギー発電設備の設置等完了届（様式4）を町に提出すること。
- オ 事業者は、設備を廃止した場合は、再生可能エネルギー発電設備の廃止届（様式5）を町に提出すること。

(3) 関係区及び近隣住民に対する調整

- ア 事業者は、事前に関係区及び近隣住民に対して説明会を実施すること。なお、説明会で出された質疑、意見には、適切に対応すること。
- イ 事業者は、設置に係る進捗状況について、必要に応じて関係区及び近隣住民に報告するとともに、申出に対しては誠実に対応すること。

(4) 事業者は、設置により周辺環境への影響が認められた場合は、改善のための措置を講ずること。

(5) 事業者は、設備の設置及び事業の実施に伴い発生する町税(固定資産(償却資産)税、個人・法人住民税)に関する申告を、毎年、期日までに行うこと。

(6) 上記(1)の具体的対応等については別表1、(2)から(5)までの具体的な対応等については別表2のとおりとする。

5 発電施設の適切な維持管理

事業者は、発電施設設置後の維持管理について、適切な措置を講ずること。

(1) 定期的な保守点検

発電施設及び敷地内施設（防護柵、雨水排水処理施設等）については、定期的に保守点検を行うとともに、機器の故障や施設の破損、雨水流出等の問題が発生した場合は、速やかに対処し、適正な維持管理に努めること。

(2) 管理者の掲示

事業者は、発電施設の管理者を第三者に対して明確にし、災害発生時等の緊急の場合にも連絡がとれるよう、「発電事業者情報(様式6)」を発電施設敷地内の道路に面した見やすい場所に掲示するものとする。

(3) 敷地内への立入防止

敷地内への第三者の立ち入りを防ぎ、事故発生を防止するため、敷地内へ防護柵設置を原則とする。

(4) 敷地内の除草及び清掃

発電施設の敷地内は、定期的に除草や清掃を行い、隣接の土地所有者等からの苦情が発生しないよう、管理に努めること。

(5) 異常気象等発生時の対応

落雷、大雨、台風、積雪等の異常気象や地震により、災害発生またはその恐れがある場合は、速やかに現地を確認し、発電施設の機器等に異常が発生した場合または発電施設の敷地や施設に起因すると思われる異常が発見された場合は、早急に対処すること。

また、発電施設の敷地や施設が原因で災害が発生した場合は、町へ報告すると共に、速やかに災害の復旧を行うものとする。

## 6 発電施設の撤去・廃棄

事業者は、発電施設の利用が終了、もしくは発電事業を終了した際には、そのまま放置せず、速やかに発電施設等を撤去するなど、適正な処理を行うこと。

また、将来の撤去・廃棄については、事業の計画段階から検討しておき、必要に応じ、事業終了時の廃棄（撤去、運搬、処分）費用を見込んでおくこと。

発電施設等の撤去・廃棄にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び環境省の「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に基づき、事業者の責任において、適正に処理すること。

## 7 町の施策への協力

(1) 事業者は、町が実施する環境学習等に積極的に協力し、地域貢献に努めるものとする。

(2) 事業者は、設置した設備の発電量等の数値について、町が求める場合には報告するよう努めるものとする。

## 8 ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。

## 9 適用

本ガイドラインは、平成30年4月1日から適用する。

(改正)

(様式1)

年 月 日

阿南町長 様

住所 (法人の場合は所在地)

(設置者)

氏名 (法人の場合は名称及び代表者氏名)  
電話

再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る計画書

下記のとおり \_\_\_\_\_ 発電設備の設置 (新設・増設・改修) を計画したい  
ので、関係書類を添えて提出します。

記

1 設備名称	
2 設置予定地	
3 敷地面積 (㎡)	
4 設備規模 (kW)	
5 着手予定年月日	
6 担当部署及び担当者	(TEL ) (E-mail )
7 関係書類	・設備計画の概要 (内容 (設置するパネル及びパワーコンディショナのメーカー、型番等を含む。)、事業計画書、スケジュール等) ・設置予定地の位置図、公図の写し (設置予定地及び隣接地が確認できるもの) ・会社概要 ・その他町長が必要と認める書類

(様式2)

説明会の議事録

日 時	年 月 日 ( ) AM ・ PM : ~ :	
場 所		
議 題		
出席者 (敬称略)		
議事内容		
作成者	承認	

(様式3)

年 月 日

阿南町長 様

住所 (法人の場合は所在地)

(設置者)

氏名 (法人の場合は名称及び代表者氏名)

電話

再生可能エネルギー発電設備の設置等 変更・中止 届

下記のとおり \_\_\_\_\_ 発電設備の設置等を 変更・中止 しますので、  
お届けします。

記

1 設備名称	
2 設置主体	
3 設置等場所	
4 設備規模 (kW)	
5 変更内容	(変更前)
	(変更後)
6 変更 (中止) 理由	

(様式4)

年 月 日

阿南町長

様

住所（法人の場合は所在地）

（設置者）

氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）

電話

再生可能エネルギー発電設備の設置等完了届

下記のとおり \_\_\_\_\_ 発電設備の設置等が完了しましたので、お届けします。

記

1 設備名称	
2 設置場所	
3 設備規模（kW）	
4 年間発電電力量 見込み（kW）	
5 設置完了年月日	
6 着手年月日	年 月 日
7 完了年月日	年 月 日

(様式5)

年 月 日

阿南町長 様

住所 (法人の場合は所在地)

(設置者)

氏名 (法人の場合は名称及び代表者氏名)

電話

再生可能エネルギー発電設備の廃止届

下記のとおり \_\_\_\_\_ 発電設備を廃止しましたので、お届けします。

記

1 設備名称	
2 設置場所	
3 設備規模 (kW)	
4 設備廃止年月日	年 月 日
5 設備撤去完了 (予定) 年月日	年 月 日

※設備撤去が完了していない場合は、撤去予定年月日を記入。



(様式6)

発電事業者情報	
発電事業者名	
代表者氏名	
住 所	
連 絡 先	

30cm 以上

40cm 以上

※ 発電事業者情報に記載する内容は、経済産業大臣から通知のあった「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知)」の発電事業者情報と同様の内容とすること。

※ 材質は対候性を考慮したもの(FRP製、SUS製等)を使用するものとし、防護柵等に緊結すること。

◎設備の設置等にあたり配慮すべき事項に関する具体的な対応

設備の設置等にあたり配慮すべき事項		具体的な対応
ア	雨水等による土砂流出等で災害が発生しないよう適切な対策を講じること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土地の形状変更は最小限に止めること。</li> <li>○河川に通じる排水路を確保し、又は雨水を敷地内で処理できる対策をとること。(調整池、地下浸透等)</li> <li>○土砂等の流失を防止する対策をとること。がけ崩れ、出水のおそれがある土地の場合は、地盤改良や擁壁工を行うこと。 (適切な場所に溝、土留め等)</li> <li>○地盤が軟弱な場合は、地盤改良や擁壁工の措置を行うとともに、区域外での隆起や沈下が生じないように、土の置換や水抜き等を行うこと。</li> <li>○擁壁を設置する場合については、構造計算等による安全の確認を行い、裏面排水の措置を行うこと。</li> </ul>
イ	急傾斜地への設置は災害防止の観点から極力避けること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土砂災害防止法で指定する急傾斜の特別警戒区域への設置は避けること。</li> <li>○過去に土砂崩落等があった場所、又は崩落等が心配される場所への設置は避けること。</li> <li>○切土及び盛土は必要最小限にとどめ、勾配はできるだけ緩和して法面の安定化を図ること。切土・盛土面の法面保護は、擁壁、石張り、モルタルの吹付、芝張り等により行うこと。</li> <li>○傾斜地に盛土を行う場合は、段切り等のすべり面对策を行うこと。</li> </ul>
ウ	立木を伐採する場合は、自然環境に配慮し必要最小限に止めること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○可能な限り森林を残した計画設計を行うこと。</li> <li>○隣地境界の立木は極力残し、伐採後は隣地境界周辺に低木等により植栽すること。</li> <li>○発電設備設置後、余地に植栽すること。等</li> </ul>
エ	周辺の景観に配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○尾根線上や高台への設置は避けること。</li> <li>○道路や隣地境界からできるだけ後退させて設置すること。</li> <li>○植栽等により道路や周辺住宅から目立たないように配慮すること。</li> <li>○発電設備や発電設備に付属する施設(フェンス等)は、景観上支障のない色彩にすること。</li> <li>○太陽電池モジュールの色彩は、周囲と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度で目立たないものとするとともに、原則として、黒、グレー系又はダークブラウンの中から周囲と調和するものを選択すること。</li> </ul>

エ	周辺の景観に配慮すること。	<p>○太陽電池モジュールは、低反射のものを使用するとともに、文字、絵、図等が目立たない又は描かれていないものを使用すること。</p> <p>○フレームについては、素材は低反射のものを使用し、色彩は周囲への影響が無いよう、景観に配慮されたものを使用すること。</p> <p>○パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の付属設備の色彩は、周囲への影響が無いよう、景観に調和したものとすること。</p> <p>○発電施設の敷地内は、定期的に除草や清掃を行い、隣接の土地所有者等からの苦情が発生しないよう、管理に努めること。</p> <p>○道路沿いや民家等に隣接して設置する場合は、通行者、通行車両、民家等から直接見えないように植栽やフェンス等で目隠しを行い、可能な限り目立たないようにすること。</p> <p>※観光施設周辺については、その影響を考慮し特に配慮すること。</p>
オ	事業を廃止した時は、速やかに設備を撤去すること。	<p>○事業終了後の設備放置が心配されることから、撤去費用を売電収入等により、あらかじめ確保しておくこと。等</p>

**関係法令（農地法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、等）を遵守してください。**

## ◎届出及び調整事項に関する具体的な対応

調整事項等		具体的な対応
(2) 町に対する届出及び調整事項		
ア	様式1について	○7関係書類について ・様式は任意 ・その他町長が認める書類 「設備の設置等にあたり配慮すべき事項(ア～オ)」についての対応を記載した書面(書式任意)
イ	様式2について	○作成者欄について 議事録作成者の記名・押印 ○承認欄 説明会出席者の内、作成者以外の者の記名・押印(事業者以外の出席者が望ましい。)
ウ	様式3について	○変更とは ・計画書(様式1)の内容に変更があったとき。 ・事業を第三者に譲渡又は承継等をしたとき。 ○中止とは ・計画書(様式1)提出後に、工事前又工事中に事業を取りやめたとき。
オ	様式5について	○廃止とは ・工事完了後に事業を取りやめたとき。
(3) 関係区及び近隣住民に対する調整		
ア	○関係区及び近隣住民について ○説明会について	○関係区及び近隣住民の範囲について ・関係区 設備の設置場所が属する行政区等とする。 ・近隣住民 設備を設置する土地の隣接地の権利者及び住民(事業所等を含む。)とする。 ※隣接地:設備を設置する土地に接する土地。(道路・水路に接する場合は、それを挟んだ土地を含む。) ※ただし、設備規模、設置場所等の状況や関係区等の意見を聞き、適宜判断して関係区及び近隣住民の範囲を拡大する。 ○説明会について ・説明会の開催時期 国への再生可能エネルギー発電設備認定申請を行う前に開催することを基本とする。ただし、すでに設備認定を受けているもの又は申請中のものについては、速やかに説明会を開催すること。 ・説明会の方法 一堂に会して行うことが望ましい。それが難しいときは個別訪問等で説明を行う。 関係区への説明は区長等に行ない、区長等の意見を聴くものとし、必要に応じて関係区民への説明を行う。 ・説明における留意事項 雨水対策、景観への配慮、反射光の対応、その他安全対策については必ず説明を行うこと。
(4) 設備の設置等により周辺環境への影響が確認された場合		○周辺環境への影響が確認されたときは、直ちに改善のための対策を行うこと。また、町に対しその状況を報告すること。 ○その他周辺住民等から、苦情等が寄せられたときは速やかに町に対し、その状況を報告すること。
(5) 町税に関する事項		○固定資産税(償却資産)の申告 ・毎年1月1日現在の償却資産の保有状況を指定の期日までに申告すること。 ○個人・法人町民税の申告 ・毎年の所得等の状況に応じて法定の期日までに申告をすること。